

教育課程編成委員会 会則

平成25年12月1日 制定

平成29年 4月1日 改定

平成30年 4月1日 改定

(目的)

第 1条 この会則は、こころ医療福祉専門学校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程(カリキュラム)の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善工夫等を含む。以下同じ。)に活かすことを目的に設置する教育課程編成委員会(以下「委員会」という。)に関して必要な事項を定める。

(所轄事項)

第 2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 業界における人材の専門性の動向
- (2) 国または地域の産業振興の方向性
- (3) 実務に必要な最新の知識・技術・技能
- (4) その他、教育課程の編成に関連する事項

(委員)

第 3条 委員会を構成する委員は、校長及び校長が指名する教職員(副校長、教頭、学科長)のほか、専攻分野に関する企業等の役職員から広く選任するものとし、第7条に示す各学科別に少なくとも以下の①または②から1名、③から1名を委員に加えることとする。

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員
- ② 専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(任期)

第 4条 委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は校長、副委員長は副校長、教頭とする。

3 委員長は、委員会を招集し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条第1号から第6号の委員に事故があるときは、代理の者が出席できることがある。

2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

(学科)

第 7条 委員会は次の6学科をもつ。

- (1) 理学療法科
- (2) 介護福祉科
- (3) スポーツ柔整科
- (4) 柔道整復科夜間部
- (5) スポーツ鍼灸科
- (6) 健康鍼灸科夜間部
- (7) スポーツセラピスト科

(守秘義務)

第 8条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報などの内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則 (一)

1. この会則は、平成25年12月1日より施行する。

附 則 (二)

1. この会則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 (三)

1. この会則は、平成30年4月1日より施行する。